令和８年那審第２号

裁　　決

モーターボートＡ遊泳者負傷事件

受　審　人　a

職　名　Ａ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官浅野活人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ａの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和７年８月１５日１８時２５分

沖縄県来間島北方沖合

２　船舶の要目

船 種 船 名　モーターボートＡ

登　録　長　５．２０メートル

機関の種類　電気点火機関

出　　力　２２キロワット

３　事実の経過

Ａは、横幅が約７０センチメートル（以下「センチ」という。）で、上蓋後面をヒンジで止めた開放時の同蓋上面までの甲板上高さが約１．４メートルとなる操舵スタンドを船体中央部に設け、同スタンド右舷寄りに舵輪を備えたＦＲＰ製モーターボートで、ａ受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首０．３メートル船尾０．６メートルの喫水をもって、令和７年８月１５日１８時１０分沖縄県来間・前浜港（来間地区）を発し、同県来間島西方沖合の釣り場に向かった。

ａ受審人は、来間島東岸に沿って北上して同島北方沖合に差し掛かり、沿岸の岩場付近で遊泳者を、同沖合でスタンドアップパドルボーダー（以下「ボーダー」という。）を見掛けたことがあったので、陸岸から離して航行することとし、１８時２３分少し前来間島所在の三等三角点来間（以下「来間三角点」という。）から３１４度（真方位、以下同じ。）１，０１０メートルの地点で、針路を２６８度に定め、６．０ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

ところで、遊泳者Ｘは、上下セパレートの水着に水色長袖の上着を着用し、シュノーケル、水中めがね及び長さ約３０センチのフィンを装着し、上下セパレートの水着を着用してシュノーケル、水中めがね及び長さ約５０センチのフィンを装着した友人２人と共に来間島北西部の長間浜ビーチから同島北東部の洞窟まで泳ぎ、洞窟を見学したのち帰途に就き、当時、来間島北方沖合を西方に向かって、友人２人から約５メートルの距離で顔を海面から上げて泳いでいた。

ａ受審人は、右舷前方からの日差しが強かったので、操舵スタンドの上蓋を開放して日差しを遮り、同スタンド後方の渡し板に腰を掛けた姿勢で、時折操舵スタンドの左舷側から顔をのぞかせながら続航した。

１８時２５分少し前ａ受審人は、来間三角点から３０２度１，３００メートルの地点に達したとき、正船首方３０メートルのところに、西方に向かって、顔を海面から上げて泳いでいるＸ遊泳者を視認でき、その後同遊泳者に接触のおそれがある態勢で接近する状況であったが、陸岸から離して航行しているので、付近に遊泳者やボーダーはいないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かず、Ｘ遊泳者を避けずに進行した。

こうして、Ａは、１８時２５分来間三角点から３０１度１，３３０メートルの地点において、原針路及び原速力のまま、Ｘ遊泳者の左腕に接触した。

当時、天候は晴れで風力４の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

その結果、Ｘ遊泳者が左上腕骨内顆開放骨折及び左尺骨神経断裂等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件遊泳者負傷は、来間島北方沖合において、釣り場に向けて航行する際、見張り不十分で、遊泳者を避けなかったことによって発生したものである。

ａ受審人は、来間島北方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、遊泳者やボーダーを見掛けたことがあったのだから、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、陸岸から離して航行しているので、付近に遊泳者やボーダーはいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Ｘ遊泳者に気付かず、同遊泳者を避けずに進行して接触する事態を招き、負傷させるに至った。

以上のａ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、

同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年９月１７日

門司地方海難審判所那覇支所

審 判 官　　管　　啓　　二